

大津市コミュニティセンター 管理運営事務マニュアル

下記5項目から3項目以上

ウ)コミュニティセンター利用者団体に係る年間業務

4月～5月ごろ:利用者団体協議会総会

※利用者団体協議会のあるコミュニティセンターのみ

12月～2月ごろ:新年度利用者団体登録説明会の開催

2月～3月ごろ:次年度分利用者団体登録申請書受付、貸室の年間調整

随時:新規登録事務、登録情報変更事務、解散届関係事務 など

複数名

エ)利用者団体の役割について

利用者団体は、下記に掲げる事業のうち、3つ以上の事業を積極的に行うことにより、地域の多様な主体による協働のまちづくりの先導的な役割を担います。なお、団体に所属する個人による活動ではなく、サークル全体として活動することを条件とします。

①文化祭やセンターの運営への参加

(例)文化祭への参加、市民センターの一斉清掃への参加 など

文化祭と一斉清掃は1項目

②センターの事業での講師

(例)地域課題の解決を目的とした事業の講師(有償で講師をした場合も可) など

下阪本学区の事業

③市主催事業や地域の行事への参加 ※原則、市内で開催されるものに限る

(例)市の主催事業への参加(市の共催事業等が市外で行われる場合は、その参加でも可)、

地域の団体が主催するイベントへの参加(スタッフとして参加しても可) など

下阪本学区
の団体

④地域におけるボランティア活動

(例)自らの団体の活動に関する体験教室、福祉施設への慰問、市民センター敷地内の防災訓練への参加、銀行ロビーや老人ホームでの展示活動、公園のごみ拾い、敬老会のお茶くみ、など

下阪本学区
における

⑤他の利用者団体や地域各種団体との協力活動

(例)他の団体と協力して行う市民対象の体験教室や発表会

下阪本学区内
の団体

下阪本学区民対象

3項目の取得例

①文化祭参加, 年末清掃参加, ③秋まつり スタッフとして参加.

④下阪本クリーン作戦にあわせ, 湖岸緑地公園のごみ拾い

②コミセン事業(体験教室)で講師

